台湾特許審査段階の事情

補正

補正に関する規定

自発補正

拒絶理由通知の根拠、態様及び補正

分割

面接

台湾国際専利法律事務所
呉俊満

TiPLO
Attorneys-at-Law

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
http: //www.tiplo.com.tw

審査段階とは

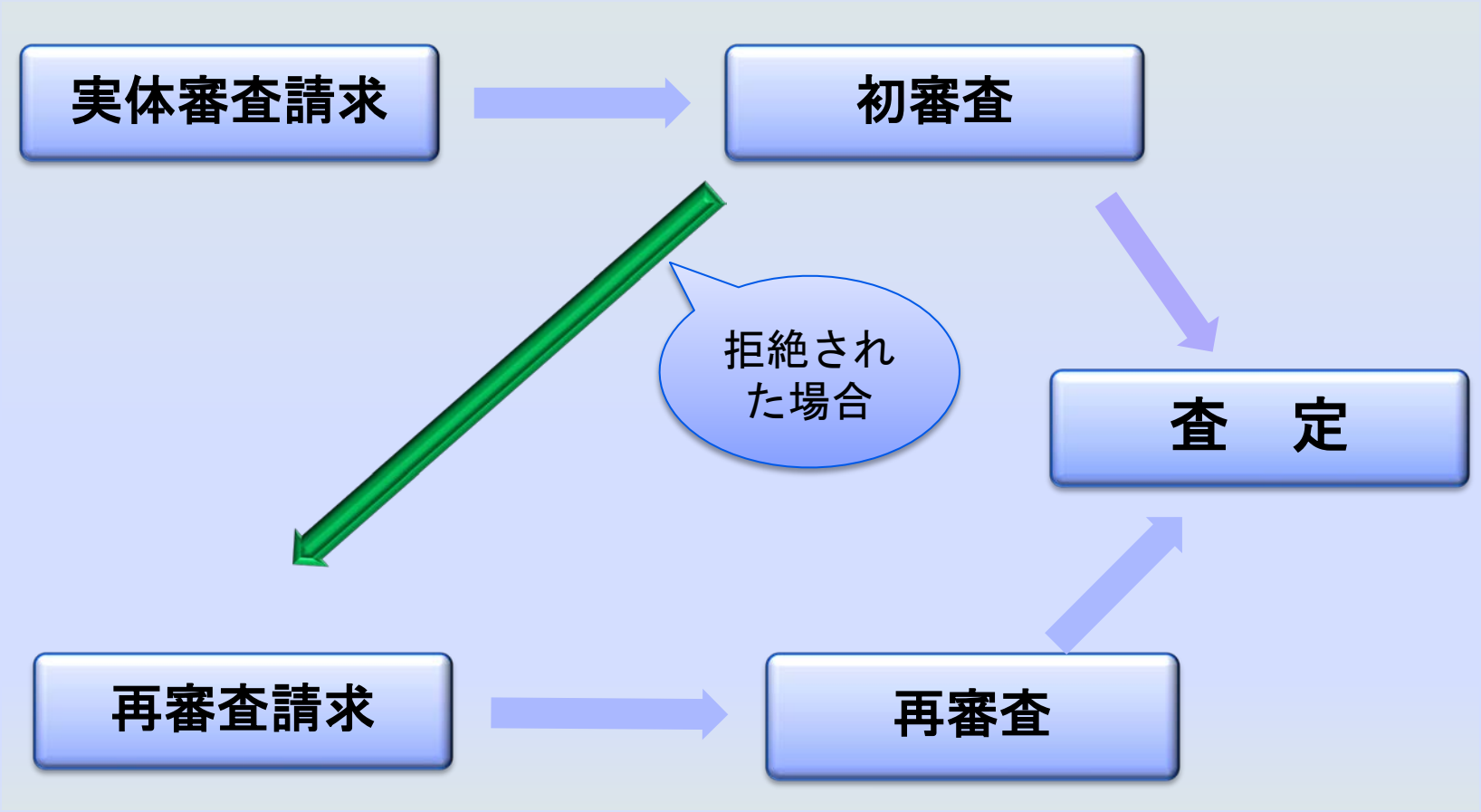

Attorneys-at-Law

自発補正の規定

- **専利法の規定**
- 第43条　特許主務機関は**発明特許を審査する**ときに、本法に別段の定めがある場合を除き、請求又はその職権により、期限を限定して明細書、特許請求の範囲又は図面の補正を出願人に通知することができる。

  ・・・

  - 補正は誤訳の訂正を除き、出願時に明細書、特許請求の範囲又は図面で開示した範囲を超えてならない。

自発補正の期間

時期

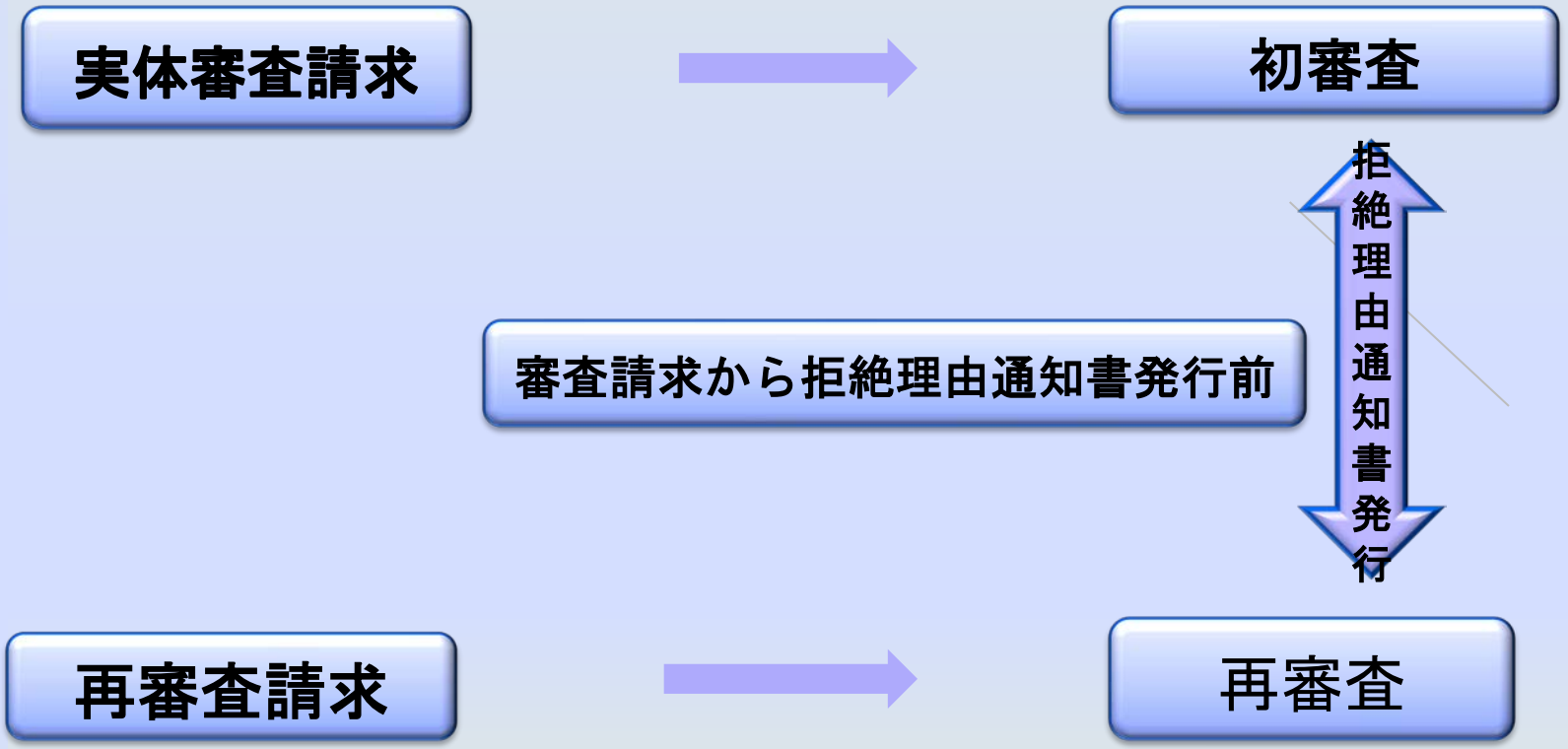

拒絶理由通知に対する補正規定

- **専利法の規定**
- 第43条　特許主務機関は**発明特許を審査する**ときに、本法に別段の定めがある場合を除き、請求又はその職権により、期限を限定して明細書、特許請求の範囲又は図面の補正を出願人に通知することができる。

  特許主務機関は第46条第2項により、通知をした後、出願人は通知期間内に限って補正することができる。

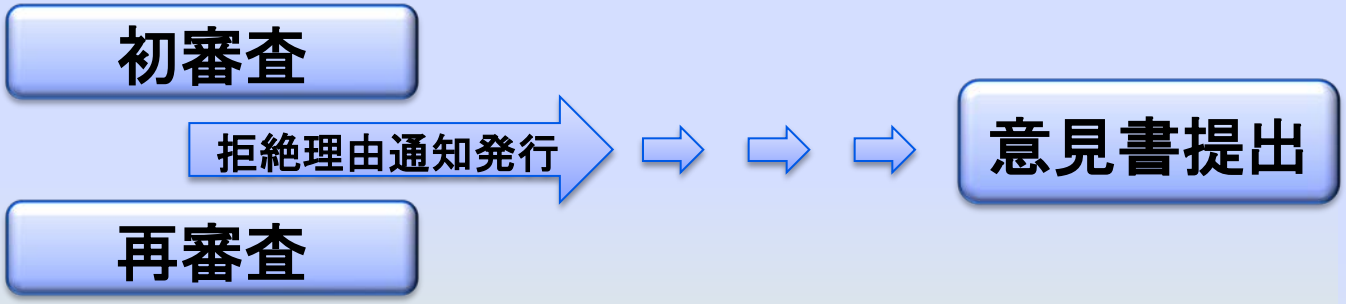

Attorneys-at-Law

補正に関する規定
自発補正、拒絶理由通知に対する補正

・ 審査基準の規定

◆ 当業者が出願時の明細書、請求の範囲又は図面に記載された事項から、**直接的に且つ一義的に導き出せる**…を示している。出願時の明細書、請求の範囲又は図面に記載された文言の意味を逐字、逐語で解釈することにこだわらない。

◆ 当業者が、…補正後の明細書、請求の範囲又は図面に記載された固有の特定事項(specific matter)が、出願時の明細書、請求の範囲又は図面に記載された事項から**単独で示唆されるもの**(solely implies)、又は**全体として示唆されるもの**(collectively imply)で、且つ**その他の事項を示唆されていない**と明確にわかる場合、その固有の特定事項…は直接的且つ一義的に導き出せることとする。

◆ 補正後の事項が出願時の明細書、請求の範囲又は図面に記載された事項の表現における相違のみであり、両者ともに同一事項を述べているを判断できる場合、当該事項は**やはり……直接的且つ一義的に導き出せるもの**と認める。（基準第6章の2.）

Attorneys-at-Law

補正に関する規定
自発補正、拒絶理由通知に対する補正

事例（1）：請求範囲の縮減

●条件：出願当時の明細書の実施例に開示されたより好ましい反応条件が pH＝6～8である場合。

A.補正内容：Claimに記載されている反応条件の「pH＝6～12」を「 pH＝6～9」に補正できるでしょうか。

★**補正は認められない。**

【理由】：出願当時の明細書に開示された反応条件に「pH＝6～9」との記載がないので、当該補正は「直接的に且つ一義的に導き出せること」に該当しない。

B.補正内容： Claimに記載されている反応条件の「pH＝6～12」を「pH＝6～8」に補正できるでしょうか。

★**補正は認められる。**

【理由】：出願当時の明細書に開示された反応条件「pH＝6～8」と対応するため、当該補正は「直接的に且つ一義的に導き出せること」に該当する。

Attorneys-at-Law

補正に関する規定
自発補正、拒絶理由通知に対する補正

事例（2）：請求範囲の拡張

●条件：出願当時の明細書の実施例に開示された瞬間凝固接着剤のHLB値（親水性ー親油性平衡値）が7.5～11である場合。

➢ 補正内容： Claimに記載されている「HLB値＝9～11」を「HLB値＝7.5～11」に補正できるでしょうか。

★**補正は認められる。** 【理由】：出願当時の明細書に開示された実施例から「直接的に且つ一義的に導き出せること」。

事例（3）：範囲の組合せ

●条件：出願当時の明細書に温度が20～90℃、実施例に温度がそれぞれ40℃、 60℃、 80℃と開示されている場合。

➢ 補正内容： Claimに記載されている「温度が20～90℃ 」を「温度が40～80℃ 」に補正できるでしょうか。

★**補正は認められる。** 【理由】：出願当時の明細書に開示された内容から「直接的に且つ一義的に導き出せること」。

Attorneys-at-Law

補正に関する規定
自発補正、拒絶理由通知に対する誤訳訂正

- 専利法の規定
- 第44条 …前項の中国語書面（翻訳文）について、その誤訳の訂正は、**出願時の外国語書面での開示範囲を超えてならない**。

- 審査基準の規定
- 「誤訳」とは…外国語書面には対応する語句があるが、中国語書面に正確に翻訳されていないことをいう。……誤訳訂正の請求を行い、許可された場合、誤訳訂正本において訂正を許可された事項は、訂正申請時前の中国語書面に取って代わられる ……(基準第8章2.3)

TiPLO Attorneys-at-Law

補正に関する規定
自発補正、拒絶理由通知に対する誤訳訂正

事例

- 意味の誤解～外国語書面が「…above 90℃…」であり、中国語書面の対応する部分が「…90℃…」である場合は誤訳となる。誤訳訂正によって中国語書面を「…大於90℃…」と訂正することができる。

- 文言の漏れ～外国語書面が「…金、銀、銅、鉄…」であり、中国語書面の対応する部分が「…金、銀、銅…」である場合は誤訳となる。誤訳訂正によって中国語書面を「 …金、銀、銅、鉄… 」と訂正することができる。

TIPLO Attorneys-at-Law

拒絶理由通知の態様
拒絶理由通知の根拠

- 専利法第46条
  - 發明特許出願が第21条から第24条、第26条、第31条、第32条第1項、第3項、第33条、第34条第4項、第43条第2項、第44条第2項、第3項又は第108条第3項の規定に違反するものは、拒絶査定をしなければならない。
  - 特許主務機関は前項を査定する前に、期限を定めて意見書の提出を出願人に通知しなければならず；．．．。
- 拒絶理由通知によく使われている条文
  - 第26条　　－明確性
  - 第22条第1項－新規性
  - 第22条第2項－進歩性
  - 第33条　　－単一性

Attorneys-at-Law

拒絶理由通知の態様
拒絶理由通知の根拠(1)　（明確性）

- **専利法第26条～1、2の規定**
  - 明細書は、その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者がその内容を理解し、それに基づいて実施（carry on）できるように明確かつ十分に開示されなければならない。
  - 特許請求の範囲は特許請求に係る発明を特定し、一つ以上の請求項を含むことができ、請求項ごとに明確、簡潔の方式で記載し、かつ明細書によって裏付けられるものでなければならない。
- **審査基準の規定**
- 「請求項を明確にすべき」とは、各請求項ごとに明確に記載し、且つ請求項全体も明確に記載することを指し、それにより該発明の属する技術分野における通常の知識を有する者が請求項の記載内容のみからその意味を明確に理解し、その範囲に疑義が生じないようにする。…各請求項ごとに記載されているカテゴリーとその必要な技術的特徴を明確にし、且つ各請求項間の従属関係も明確に記載すべきである．．．（基準第1章2.4.1）

Attorneys-at-Law

拒絶理由通知の態様
拒絶理由通知の根拠(1)
「請求項を明確にすべき」とは？（1）

事例（不明確な例）

・ 成分Ａ40～60質量%、成分Ｂ30～50質量%、及び成分Ｃ20～30質量%からなる組成物Ｘ。

事例（明確な例）

・ 成分Ａ100質量%に対して、成分Ｂが50～125質量%に、成分Ｃが33～75質量%からなる（を含む）組成物Ｘ。

つまり…

●ある成分の上限値にその他の成分の下限値を加えて、100質量%を超える場合。

●ある成分の下限値をその他の成分の上限値に加えて、100質量%未満となる場合。

Attorneys-at-Law

拒絶理由通知の態様

拒絶理由通知の根拠(1)

「請求項を明確にすべき」とは？（2）

事例（不明確な例）

- 「…Ｒ１は酸素原子、窒素原子又はイオン原子などのヘテロ原子を持つ置換基を有してもよい炭素数…」

事例（明確な例）

- 「…Ｒ１は酸素原子、窒素原子又はイオン原子のヘテロ原子を持つ置換基を有してもよい炭素数…」

- 「…Ｒ１は酸素原子、窒素原子及びイオン原子からなる群から選ばれる少なくとも一種のヘテロ原子を持つ置換基を有してもよい炭素数…」
（マーカッシュ　タイプ）

Attorneys-at-Law

拒絶理由通知の態様

拒絶理由通知の例（1）（明確性）

- 例（26条の2）
- 本願の請求項１に記載の「（ａ）酸性オレフィン」について、多数の構造を含み、範囲が広すぎるので、特許請求の範囲が不明瞭となっている。また、本願の明細書について調べたところ、第１２頁第１３～１７行に「．．．（メタ）アクリル酸、（無水）マレイン酸、フマル酸、（無水）イタコン酸及び（無水）シトラコン酸．．．」のみ開示されているので、当請求項の請求の範囲が広すぎて、明細書によって裏付けられておらず、専利法第２６条第２項の規定に適合しない。

拒絶理由通知の態様

拒絶理由通知の例（2）（明確性）

- 例（26条の2）
- 本願は請求項１の組成成分（Ａ）の「オイル化合物」の組成割合の上限を「９５質量%」に補正し、組成成分（Ｂ）の「ポリシロキサン」の組成割合の下限を「５質量%」に補正している。調べたところ、出願時の明細書又は特許請求の範囲には明確に当該数値を記載されておらず、且つ当業者おいても出願時に提出された明細書、または特許請求の範囲に開示された内容に基づいて、直接的にかつ一義的に導き出せるそちらの数値を得られない。上記補正は専利法第２６条第２項の規定に該当しない。

拒絶理由通知の態様

拒絶理由通知の例（3）（明確性）

- **例（組成物）　（26条の2）**
- 本願請求項１は、（Ａ）シリコーン樹脂，（Ｂ）ケイ素原子を有する化合物，（Ｃ）ヒドロシリル化反応触媒，を含む有機変性型のシリコーン樹脂に関する発明である。但し、上記各成分の内容及び配合割合が具体的に開示されていないため、当業者が上記内容に基づいて、製作することができない。故に、請求項１は産業上の利用性（明確性）が有しない。

Attorneys-at-Law

拒絶理由通知の態様
明確性（組成物に関する説明）

組成物	状況図	**組成分の配合割合を記入することについて**
Ａ：組成物の組成分が全て公知である場合		要求される **·組合せ発明の技術的特徴が機能的に相互作用して新規な効果が生じたり**、組合せた効果が全ての先行技術でそれぞれ生じた**効果の総和より優れた場合**、先行技術がその全部又は一部の技術特徴を開示したことを問わず、当該発明が容易に完成できるものではないと認め、進歩性を有する。　（基準3.5.1 ）
Ｂ：特許性を有する組成分が含まれる組成物発明である場合	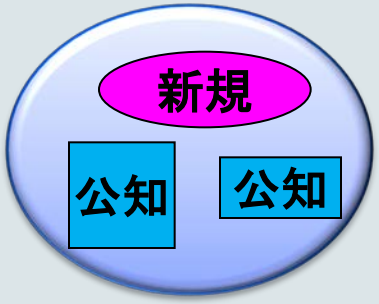	特に必要がない ·通常、組成分の配合割合を特定してなる組成物ではなくても、単に**特許性を有する組成分が含まれる**組成物が新規又は先行技術より優れた効果が発生する。

Attorneys-at-Law

拒絶理由通知の態様
拒絶理由通知の例（4）（明確性）

- **例（マルチのマルチ）（第26条の4、施行細則第18条）**
- 本願の請求項4に記載されている「…請求項1～3に記載の容器用鋼板。」との記載方式は、多数項従属項が更に多数項従属項に直接的又は間接的に従属するものであり、専利法第２６条第４項及び同法施行細則第１８条第５項の規定に適合しないので、補正すべきである。

- 施行細則第18条第5項の規定
- 従属項は、先の独立項又は従属項にのみ従属することができる。但し、多数項従属項の間では直接又は間接的を問わず従属することができない。

TIPLO Attorneys-at-Law

拒絶理由通知の態様
拒絶理由通知の根拠(2)　（新規性）

- **専利法第22条第1項の規定**
  - 産業上利用することができる発明は、次の各号に掲げる場合のいずれに該当しないとき、本法により特許を受けることができる。
    一、出願前、既に刊行物に記載されたもの。
    二、出願前、既に公然実施をされたもの。
    三、出願前、公然知られたもの。
    ．．．
- **審査基準の規定**
  - (1)完全に同一
  - (2)相違点は文字の記載形式、又は直接的にかつ一義的に導き出せる技術的特徴においてのみ存在
  - (3) 相違点が対応する技術的特徴の上位、下位概念のみに存在

Attorneys-at-Law

拒絶理由通知の態様
拒絶理由通知の例（1）（新規性）

- **例（22条第1項）**
- 引例1の開示内容により、本願の請求項１は専利法第22条第1項に該当し、特許を受けることができない。
- １、請求項１について、引例１には、メチルセルロース及び少なくとも１種の食物成分を含む栄養食品が開示されており、前記メチルセルロースの２０℃における２重量%の水溶液の粘度は５０～４０００ｃｐｓ（すなわち、５０～４０００mPa・ｓ）であることが開示されている。本願の請求項１のセルロース含有の栄養食品の２０℃における２重量%の水溶液の粘度は５０～４０００mPa・ｓであることは、引例１とは同じ技術的特徴であるため、新規性を有しない。

Attorneys-at-Law

拒絶理由通知の態様
拒絶理由通知の根拠(2) 新規性；用途発明

- **審査基準の規定(新規性；用途発明) （請求対象は物）**
- 該用途の特定が保護を請求されている物に影響をもたらさず、物の目的又は使用方法を述べるのみであるとき、当該用途は物が新規性、進歩性の要件を満たすか否かの判断に対しては作用しない…。
- 　発明が「清掃用の組成物A+B」であるとき、先行技術の「殺虫用の組成物A+B」と対比すると、組成物A+Bの用途は変更されているが、その本質的な特性を決定する組成が変わっていないため、「清掃用の組成物A+B」は新規性を有しない。

Attorneys-at-Law

拒絶理由通知の態様
拒絶理由通知の根拠(2) 新規性；用途発明

- **審査基準の規定(新規性；用途発明) （請求対象は方法）**
  - 用途の請求項の本質は物そのものではなく、物質の特性の応用にある。用途請求項は物を使用する方法であり、方法の発明に属する。
  - 用途請求項の請求対象名は「用途」、「応用」又は「使用」とする…。

【例】

殺虫剤とする化合物A　…×
化合物Aを殺虫に用いる用途　…○
化合物Aを用いる殺虫方法　…○

TiPLO Attorneys-at-Law

拒絶理由通知の態様
拒絶理由通知の例（1）新規性；用途発明

- **例（用途発明）（請求対象は物）**
- １.請求項１に請求されているヒトの血液中の尿酸値を低下させるための組成物は、成分Aを治療活性成分として含有することを特徴とする。その中、成分Aが血液中の尿酸値を低下させる効果について、引例１の【第246頁の右欄の第13～24行目】、成分Aを糖尿病ラットに投与した結果、成分Aが血液中の尿酸値を明らかに低下させる効果を有することが開示されている。引例１に開示された内容は本願内容とは同じ化合物と治療効果であるため、本願の出願内容は出願前に既に引例１の内容に開示されているため、新規性を有しない。

拒絶理由通知の態様
医薬品用途発明の規定（新規性；用途発明）

- **審査基準の規定**
- 疾患Xを治療する物質A　…×
- 物質Aの疾患Xを治療する用途（治療方法と見なす）　…×
- 疾患Xを治療する物質Aを製造する方法　…○
- 疾患Xを治療する薬物の製造においての物質Aの用途　…○
- 物質Aの用途であって、疾患Xを治療する薬物の製造に用いる方法　…○

「物質Ａの疾患Xを治療する用途」（人間の治療方法に属し、特許の対象に該当しない）を、「**疾患Xの治療用医薬を製造するための化合物Ａの用途**」に補正すると、特許を受けることができる。

TiPLO Attorneys-at-Law

拒絶理由通知の態様
拒絶理由通知の根拠(3)（進歩性）

- **専利法第22条第2項の規定**
  - 産業上利用することができる発明は、次の各号に掲げる場合のいずれに該当しないとき、本法により特許を受けることができる。

    ・・・

    - 発明は、前項各号に掲げる場合のいずれにも該当しないが、その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者が出願前の先行技術に基づいて容易になし得ることができたときは、本法により特許を受けることができない。

拒絶理由通知の態様
拒絶理由通知の根拠(2)　(進歩性)

- **審査基準の規定(進歩性)**
  - その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者が一件又は複数の引用文献に開示された先行技術に基づいて、出願時における通常の知識を参酌し、先行技術を組合せ（寄せ集め）、変更、置換又は転用等の結び付ける方法で特許出願に係る発明をなし得るとき、その発明の全体は「容易に想到できる」ものに属し、「容易になし得る」ものと認定すべきである。

TiPLO Attorneys-at-Law

拒絶理由通知の態様
拒絶理由通知の例（1）（進歩性）

・ 本願請求項1について、引例１の明細書段落【００１９】及び請求項５には、構造式（ａ）（本願の成分（Ａ）に相当）及び構造式（ｂ）が開示されている。引例２に開示されている成分（ｂ）は、本願の成分（Ｂ）に相当するため、本項発明は、引例１又は引例１及び２の開示内容により簡単になし得るものであるため、進歩性を有しない。

Attorneys-at-Law

拒絶理由通知の態様
拒絶理由通知の根拠(4)（単一性）

- **専利法第33条の規定**
  - 特許出願は、各発明ごとにこれをしなければならない。
  - 二以上の発明が、単一の一般的発明概念に属するものは、一つの出願にまとめてこれをすることができる。
- **審査基準の規定**
- 専利法でいう二以上の発明が「単一の一般的発明概念（single general inventive concept）に属する」とは、二以上の発明が相互に技術的に関連していることをいう。「相互に技術的に関連している」とは、請求項に係る発明に、一又は複数の同一又は対応する特別な技術的特徴が含まれていることを指し、その中の特別な技術的特徴（special technical feature）は特許出願に係る発明全体が先行技術に対して貢献をもたらす技術的特徴であり、また先行技術に対して新規性及び進歩性を有する技術的特徴でもある。

Attorneys-at-Law

拒絶理由通知の態様
拒絶理由通知の例（1）（単一性）

- 例
- 本願の請求項１３、１５と請求項１の間で同一又は対応する技術的特徴は顔料組成物とその製造方法である。但し、上記**同一の技術的特徴**は、新規性、進歩性等といった特許要件方面において、**先行技術に対して貢献をもたらす特別な技術的特徴に属さない**（詳細は理由（三）参照）。従って、技術上同一又は対応する特定の技術的特徴が含まれてない。故に技術上相互に関連せず、単一の一般的発明概念に属さず、単一性を有さず、専利法第３３条第２項の規定に該当しない。

拒絶理由通知に対する補正規定
最終拒絶理由通知通知

- **専利法の規定**
- 第43条第4，5項　　特許主務機関は、前項の規定により通知をした後、必要があると認めたときは、最終通知をすることができる；その最終通知を受けたとき、特許請求の範囲の補正について、出願人は、通知期間内に限って次に掲げる事項を行うことができる。
- 請求項の削除。
- 特許請求の範囲の縮減。
- 誤記の訂正。
- 不明瞭な記載の釈明。
- 前二項の規定に違反したときは、特許主務機関は、査定書でその事由を釈明し、直ちに査定することができる。

Attorneys-at-Law

拒絶理由通知に対する補正規定
拒絶理由通知のタイプ

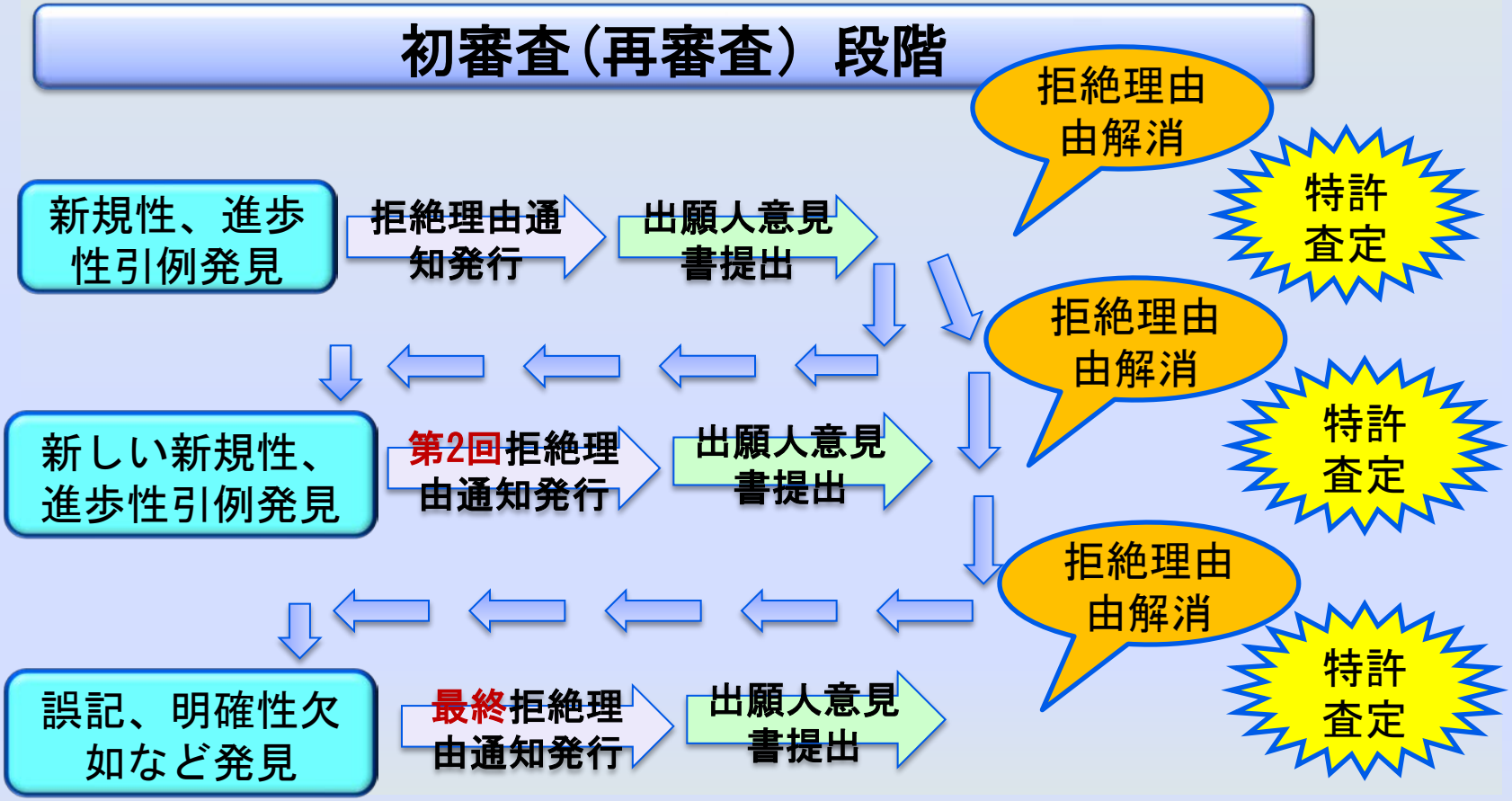

TiPLO Attorneys-at-Law

分割に関する規定

- 専利法第３４条
  - 特許出願に係る発明が実質上二以上の発明であるときは、特許主務機関の通知又は出願人の申請により分割出願をすることができる。
  - 分割出願は、次に掲げる各号の期間に行わなければならない。
  - 一．原の出願の再審査の査定前。
  - 二．原の出願の特許査定書が送達後30日以内。但し、再審査で査定を受けたときは、分割を行うことができない。

Attorneys-at-Law

分割に関する規定

- 「特許出願に係る発明が実質上二以上の発明」は、請求の範囲に記載される発明のみを指す。
- 出願当時の明細書又は図面に記載する内容が実質的に２つ以上の発明を含む場合、出願人がその中の１つ又は多数の発明を分割することが出来る。
- 例
- 初審査が特許査定書送達から30日以内、出願人が明細書又は図面に記載されている請求の範囲の発明以外の発明を分割して、実体審査を請求することが出来る。

微生物寄託の相互承認

日台の特許出願人は、出願日前に知財局又は特許庁が指定する寄託機関に寄託することができると共に、規定された期間に当該寄託機関が発行した寄託証明書類を提出した場合、双方は寄託効力を承認し、且つ双方の国民は微生物の分譲を相互に申請することができる。

- 出願人の国籍に制限は設けない
  - ✓日本の寄託機関（特許生物寄託センター（NITE-IPOD）；特許微生物寄託センター（NPMD））に寄託された場合、台湾はその寄託効力を承認する。
- 出願日は日台の寄託相互協力条約発効（2015年6月18日）後になること。

Attorneys-at-Law

面接に関する規定

・ 特許主務機関は発明特許を審査するときに、請求又はその職権により、期間を限定して次の各号をすべき旨を出願人に通知することができる。

一. 特許主務機関に出向いて面接を受けること。

二. 必要な実験を行い、模型又は見本を補足すること。

前項第2号の実験、模型又は見本の補足について、特許主務機関は必要があると認めたとき、現場に出向いて、又は場所を指定して検証を行うことができる。

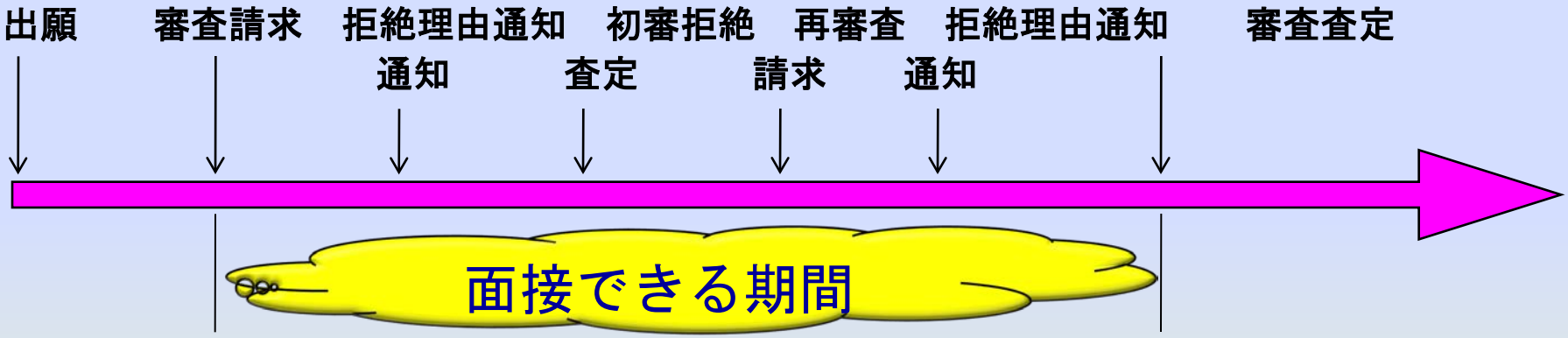

Attorneys-at-Law

面接が拒否されるか

審査官は面接を請求する内容について、下記の事情の一つに該当する場合、査定書で受理しない理由を述べなければならない。

（一）単に特許を付与できるかどうかを問い合わせたい場合。

（二）無効審判の申立において、具体的な無効審判の理由を提出せずに、面接を請求する場合。

（三）技術内容、案件内容と明らかに関連性のない理由で面接を請求する場合。

（四）再面接を請求する際、案件の内容がすでに明確であり、面接の必要性がない場合。

（面接作業要点）

Attorneys-at-Law

連合面接プログラム

- 特許出願の同一出願人は初審査の段階において同一の技術内容に関連する複数の特許出願をまとめて一度に面接して審査官に発明内容を説明することができ、これにより審査官が迅速に発明の内容を理解できるので、審査の効率が高まり、出願人は早期権利化が可能となる。（2013年5月1日改正）

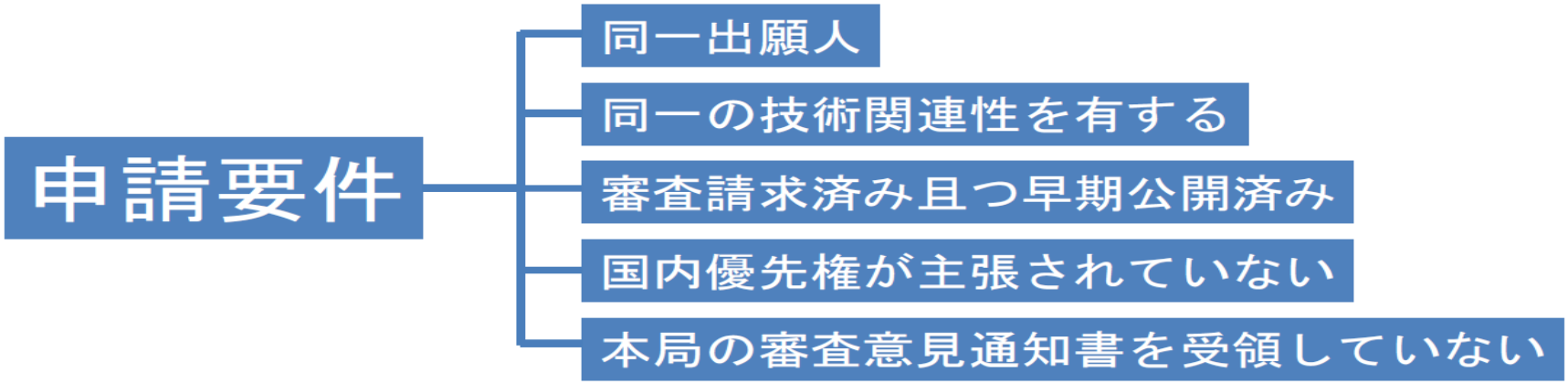

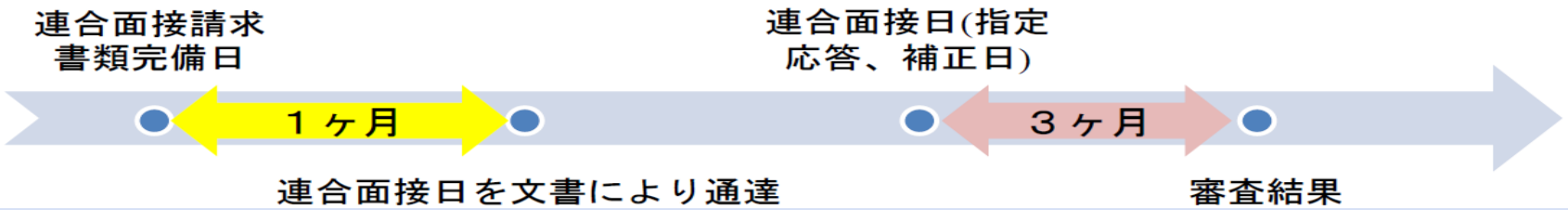

TiPLO
Attorneys-at-Law

面接の必要性及びメリット

- 発明の内容を文言で明確に説明できない場合（例えば、装置内部の接続関係）。

  ①本願の技術内容が拒絶理由通知で誤解されている場合

  ②審査手段が審査基準に従っていない意見が出された場合

  ③重要な特許を守る、有効な権利範囲を得るなどの必要がある場合

- 無効審判において、証拠の照合を直接会って説明したい場合。

【メリット】

不明で、理解不足な箇所、又は理解できないことを直接会って更に詳しく説明すれば、審査官に理解してもらえる。また、面接で審査官の考えをよく把握でき、もう一度の答申、補正する機会を利用して、請求の範囲の補正又は説明資料を提供することにより、特許を速やかに得ることができる 。

Attorneys-at-Law

面接の好ましい時期

- 面接規定により、審査段階の時期はいつでも面接を請求することができるが、拒絶理由通知を受けた後、答申書と同時に面接を請求するのが最も良いタイミングである。
- 最終拒絶理由通知が受けた後、審査官を説得して最終拒絶理由通知を取り下げてもらいたい、又は、有効な権利範囲を守りたい場合。
- 請求の範囲の補正について、拒絶理由通知に対する補正などが適当がどうかの確認は面接の理由にならない。補正された請求の範囲が明細書で十分に裏付けられること等を説明する場合は、面接の理由になる。

TiPLO Attorneys-at-Law

面接も審査の一環

- 台湾において「電話」での問い合わせは法的な効力を持たない（…特許主務機関に出向いて面接を受けること…）。
- 台湾では、面接後、面接記録が残されて、通常の拒絶理由通知通知と見なされる。

（初審査又は再審査（無効審判を含む）の面接の進行中に、明細書、図面又は図の説明などの内容について、補足説明又は補正が必要であると思われる場合、審査官が職権により、期間を指定して、明細書、図面説明の補足、補正本を提出することを命じる）（面接作業要点）

Attorneys-at-Law

面接の実例

	発明の目的	技術内容	効果
本願	吸収性物品	脂肪酸を血液改質剤として用いられる	通過性がよくなる
引例	吸収性物品	脂肪酸をローションの群の1種として明細書に挙げられ	皮膚に優しくなる

- 拒絶理由通知：引例の脂肪酸は血液改質剤に用いる記載がなくても脂肪酸が同一ものであることから、血液を改質する性質も持っているはずなので、本願は引例に対して進歩性を有しない。
- 経　　過：初審査、再審査段階の文書の遣り取りで、審査官の心証をなかなか得られないため、面接を請求。面談室で審査官に面接要点、引例との比較表、実験報告などを提出、説明し、やっと理解してもらい、特許取得に成功した。

Attorneys-at-Law

ご清聴ありがとうございました。

台湾国際専利法律事務所
呉俊満

TiPLO Attorneys-at-Law

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
http: //www.tiplo.com.tw